

# 岡崎市配偶者からの暴力防止及び 被害者支援基本計画（第2次）

## 概要版

担当： こども部 家庭児童課  
電話 0564-23-6776  
FAX 0564-23-6833

### 計画の策定にあたって

#### 計画策定の趣旨

「配偶者からの暴力」（ドメスティック・バイオレンス＝Domestic Violence、以下「DV」という。）は、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害です。

平成24年3月に策定した「岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の計画の期間が満了となることから、本市におけるDVの現状や課題を踏まえ、第2次計画を策定することとしました。

#### 計画の位置づけ・期間

DV防止法第2条の3第3項に基づく基本計画であり、計画の期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

### 計画の基本的な考え方

#### 基本目標Ⅰ

##### あらゆる暴力を許さない社会づくり

男女が互いに人権を尊重し、市民一人ひとりがDVを身近な問題として捉えることができるよう、意識啓発に取り組みます。

##### ●基本施策

- 1 市民への啓発
- 2 若い世代への教育
- 3 職員への啓発

#### 基本目標Ⅱ

##### 被害者の早期発見と相談体制の充実

被害者が利用しやすい相談窓口を目指すとともに、安心できる相談体制の充実を図ります。

##### ●基本施策

- 1 相談窓口の周知とDVの早期発見
- 2 相談体制の充実
- 3 相談対応者の資質向上

### 基本理念

配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶をめざして

#### 基本目標Ⅲ

##### 被害者の安全確保と自立支援

被害者の安全確保を最優先するとともに、自らの力で考え、問題を解決できるような行動をとれるよう支援します。

##### ●基本施策

- 1 被害者の安全・安心の確保
- 2 被害者の自立・回復の支援

#### 基本目標Ⅳ

##### 関係機関等との連携充実

被害者の抱える様々な問題に対応する関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行います。

##### ●基本施策

- 1 庁内の連携体制の充実
- 2 関係機関との連携強化
- 3 職務関係者への研修

# DV被害者保護・支援のフロー図

